

聖籠町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月19日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町条例第11号

聖籠町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

聖籠町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年聖籠町条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び議員」の次に「（以下「議員等」という。）」を加える。

第3条中「議員には」の前に「常任委員長、議会運営委員長及び」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、それぞれの職に就いた日がその月の初日でないときは、日割計算によりその月の議員報酬を支給する。

第4条中「議長、副議長及び議員」を「議員等」に改め、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、職を離れた日がその月の月末でないとき（死亡により職を離れたときを除く。）は、日割計算によりその月の議員報酬を支給する。

第4条に次の1項を加える。

2 前条及び前項の日割計算は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算し、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

第5条第1項及び第3項、第6条第1項並びに第7条中「議長、副議長及び議員」を「議員等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。